

平成30年度

道路除雪実施計画書

平成30年11月

津幡町

目 次

1. 目 的	1
2. 除雪路線	1
3. 除雪実施の構成	2
4. 除雪実施要領	2
5. 除雪実施体制の確立	4
6. 除雪についての注意事項	5
7. 地域住民への情報提供	6
8. 地域ぐるみでの除雪活動の推進	6
9. 町道除雪延長調書	7
10. 主要連絡先	8
11. 指定積雪量観測箇所表	9
12. 排雪場指定箇所表	9
13. 町有・民間除雪機械保有台数表	10
14. 歩道除雪	12

1. 目 的

町管理の主要幹線道路の除雪を実施し、冬期の道路交通の確保を図り民生の安定向上と産業経済の振興を図るものとする。

2. 除 雪 路 線

町道の内、次のとおり第一次、第二次、第三次路線に区分し、国道及び県道管理者と充分連絡の上、民生の安定、物資の輸送を主眼として第一次路線を重点的に除雪を実施する。

第一次路線

- (1) 国道、県道より各集落や駅に通じる幹線町道
- (2) バス路線
- (3) 学校、保育園に通じる主要町道
- (4) 住宅団地内幹線町道

第二次路線

- (1) 第一次路線以外の町道

第三次路線

- (1) 第一次、第二次路線以外の町長が必要と認めた生活道路

雪みちネットワーク図 (巻末添付)

- (1) 大雪時においても、早期かつ連続的な除雪作業を実施し、状況に応じて道路管理者間の相互支援を行うことで、円滑な交通を確保する路線

3. 除雪実施の構成

- (1) 平常時の場合、管内の除雪路線については除雪対策本部（都市建設課）が除雪を実施する。
- (2) 警戒時及び緊急時の場合、町に雪害対策本部を設け、除雪対策本部はその指揮下に入り、津幡町地域防災計画に基づき、雪害対策本部長の指揮のもとに除雪を実施する。

4. 除雪実施要領

(1) 平常時の場合

パトロール等により、10cm以上の降雪量が観測されたとき、除雪するものとする。

(2) 平常時より警戒及び緊急体制へ

A 指定積雪量観測箇所及び警戒積雪深

イ 管内指定積雪量観測箇所は、加賀爪（津幡町役場）、上河合（河合谷町民センター）、倶利伽羅、南横根、興津、木窪、山北（笠野小学校）とする。

ロ 警戒体制に入る基準の積雪深は、加賀爪（津幡町役場）で60cmとする。

B 警戒体制への移行の時点

管内指定積雪量観測箇所がほぼ警戒積雪深に達する恐れがあるときは、積雪状況を勘案し、警戒体制に移行を決定し当該体制に入るものとする。

C 緊急体制への移行の時点

管内指定積雪量観測箇所の積雪が警戒積雪深を大幅に突破し、主要路線における降雪状況、降雪強度その他を勘案し緊急事態に陥る恐れがあると判断した場合、緊急体制への移行を決定し、当該体制に入るものとする。

D 警戒体制及び緊急体制における措置

イ 警戒体制における措置

警戒体制においてはその後予想される緊急体制への準備として次の措置を講ずる。

- (イ) 石川県職員の受け入れ
- (ロ) 情報連絡の強化
- (ハ) 除雪機械及びオペレーターの借上げ応援に関する事前手配
- (ニ) 除雪体制の強化

ロ 緊急体制における措置

緊急体制においては本要領に基づき緊急に交通確保を図るため、次の事項について措置を講じる。

- (イ) 石川県職員の受け入れ
- (ロ) 情報連絡の強化
- (ハ) 除雪機械及びオペレーター、その他必要機械の確保

ハ 緊急時の場合

除雪路線が異常降雪によって、交通が途絶した場合、迅速に主要路線内の交通確保を行う路線を定め、除雪を実施する。

(3) 市街地除雪「人家連担地区の除雪」

市街地除雪の実施は、作業全体の遂行に大きく関係し、消防活動その他民生安定の上からも極めて重要な作業であるので、充分対策を検討し、実施にあたっては迅速確実に実施できるよう、次の体制を整えておく。

A 実施要領

- イ 降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、事前に関係集落と協議を行ない、又沿線住民に対し雪下ろしを一斉にするよう要請し、完了後除雪作業を行なう。
- ロ 道路除雪完了後に、屋根雪降ろしをしたため交通に支障を来たしたときは、区長を通じて関係者に後始末をするよう要請する。
- ハ 排雪場は慎重に選定するとともに、事前に関係区長を通じて充分協議を行ない、沿線住民に対してその位置を周知させる措置を講ずる。

5. 除雪実施体制の確立

この実施要領に基づき、除雪業務分担の決定、機械の整備、そして、国、県、関係集落及び警察署との協力体制の確立、指定積雪量観測箇所との連絡強化等、次の諸点につき除雪体制の確立を図る。

(1) 除雪機械の整備

町有除雪機械は十分に整備点検し、除雪体制を整えること。民間所有の借上機械については、借上契約を締結し、除雪体制を整えること。

(2) 積雪量観測

積雪量観測については、将来の除雪計画に重大な資料となり、除雪実施の成果を左右する作業であるので、出来る限り正確な記録を確保する。

(3) 警察署の協力体制の確立

警察署とは「除雪対策」全般にわたり充分協議する。除雪の実施に当たっては、綿密な連絡をとり路上放置物件の取り締まり、除雪機械の運行に対する交通情報収集等の協力を求める。

(4) 国、県との協力体制の確立

町道の交通確保については、国、県の除雪対策に合わせ、特に国道、県道に通じる消防・救急、衛生・清掃等のライフライン確保に必要な道路について、国、県と一貫した除雪により交通を確保する。

(5) 道路管理者間の情報連携体制の強化

気象警報が発表された時は、県央土木総合事務所が設置する情報共有サイト上で情報交換（優先除雪路線の除雪状況等を書き込み）を行うことにより、関係する道路管理者とリアルタイムに相互の情報を共有する。

6. 除雪についての注意事項

- (1) 降雪期において、道路上に除雪の障害となる自動車、自転車等を放置しないこと。この物件は事前に各集落において責任を持って除去すること。
- (2) 除雪作業の支障となる障害物の箇所は、関係集落において赤布等で標示してオペレーターが分かるようにすること。

- (3) 除雪幅員は、その道路の現況に応じ必要な幅員とする。従って路肩の除雪は待避所以外実施しないものとする。
- (4) 火災時を考慮し、消火栓及び消防水利の場所の除雪は特に注意し、常に関係集落において除雪を実施すること。
- (5) 除雪後の関係集落において、水はけの悪い場所については、50m以内に1か所水きりをし、排水に充分注意すること。
- (6) 歩道部分の除雪は原則として、関係集落において実施すること。
- (7) 降雪により竹木が道路に倒伏した場合は、極力関係集落において除去すること。
- (8) 除雪作業については、関係集落の協力が不可欠であることから、除雪についての要望や苦情は、必ず当該区長を通じ連絡すること。

7. 地域住民への情報提供

- (1) 気象警報が発表された時は、防災無線、防災メールなどを用い住民へ周知する。
- (2) 積雪量観測の結果を必要に応じ、津幡町ホームページで周知する。
- (3) 冬季間の道路画像や積雪情報等を閲覧できる、石川県ホームページ「石川の雪みちなび」を町広報誌に掲載し、周知する。

8. 地域ぐるみでの除雪活動の推進

- (1) 地域の住民による共同除排雪活動が円滑、かつ効果的に実施されるよう地域ぐるみの除排雪活動の推進に努める。

9. 町道除雪延長調書

◎地区別除雪延長

地区名	延長	摘 要
津 幡 地 区	40.2 km (2.3)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
中 条 地 区 (太田舟橋線含む)	54.7 km (5.6)	グレーダ, ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
笠 谷 地 区	28.3 km (3.4)	ショベルドーザ及びロータリ除雪車による除雪, 散布車
井 上 地 区	20.8 km (1.2)	グレーダ, ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
英 田 地 区	31.8 km (3.0)	グレーダ, ショベルドーザ及びロータリ除雪車による除雪, 散布車
河 合 谷 地 区	5.0 km (0.6)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪
俱 利 伽 羅 地 区	44.2 km (4.1)	ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
河 北 潟 地 区 (太田領家線含む)	12.3 km	グレーダ, ショベルドーザ, ロータリ除雪車及び排雪用トラックによる除雪, 散布車
消雪装置設置路線	21.6 km	
計	258.9 km (20.2)	

備 考 地区別除雪路線及び区間については、別途図面作成の上、各区長及び関係機関に配布し、除雪体制の徹底を図るものとする。 () は区道の延長

10. 主要連絡先

連絡先	電話番号	備考
国土交通省金沢国道維持出張所	238-5071	
北陸信越運輸局石川運輸支局	208-6000	
金 沢 地 方 気 象 台	260-1463	
石 川 県 危 機 管 理 監 室	225-1482	
石 川 県 道 路 整 備 課	225-1727	
県央土木総合事務所津幡土木事務所	289-4161	
陸上自衛隊金沢駐屯地	241-2171	
津 幡 警 察 署	289-0110	
J R 金 沢 支 社 施 設 課	254-3025	
J R 七尾鉄道部 工務課	(0767)52-0381	
J R 本 津 幡 駅	289-2519	
I R 津 幡 駅	289-2020	
北 陸 鉄 道	(本社) 237-8111 (柳橋) 258-2233	
津幡町交流経済課(町営バス)	288-2129	
河北郡市土建協同組合	288-3955	
北国新聞社河北総局	289-2263	
北陸中日新聞社津幡通信部	289-2331	

11. 指定積雪量観測箇所表

観測位置	観測機関	摘要
加賀爪	津幡町役場 都市建設課	
山北	笠野小学校	
興津		
上河合	河合谷町民センター	
木窪		
南横根		
倶利伽羅		

観測時間は8時30分、16時00分を原則とする。
 なお、降雪の状況によっては、随時観測するものとする。

12. 排雪場指定箇所表

設置位置	備考
川尻水門	津幡川 右岸下流 (県町共同)
臨時排雪場	清水丘陵線沿線

13. 町有・民間除雪機械保有台数表

機械別 所有者名	モータグレーダ	ショベルドーザ (貸与)	ショベルドーザ	ロータリ除雪車	散布車	計	摘要
町有(貸与含む)	-	18台	3台	1台	1台	23台	
民間	3台	-	44台	1台	-	48台	
計	3台	18台	47台	2台	1台	71台	

所有者名	所在地	除雪機械						電話番号	摘要
		ロータリー	台数	モータ グレーダ	台数	ショベルドーザ	台数		
(株)石川建設	津幡町字杉瀬					910, IT28B	2	288-3030	排雪ダンプについては必要に応じて民間所有者より借上するものとする。
(株)大河組	〃 清水					WA100(貸与)	1	288-3444	
加州建設(株)	金沢市小金町					WA100	1	252-2241	
(株)金沢舗道	〃 長田					WA200	1	289-7671	
(株)河北土木サービス	津幡町字牛首					WA100	1	287-1205	
北川ヒューテック(株)	金沢市神田					50ZIII	1	243-2210	
(宗)倶利伽羅不動寺	津幡町字倶利伽羅	NR453	1					288-1451	
(株)コントラック	〃 南中条					WA100	1	289-0470	
坂本建設	〃 七野					WA100(貸与)	1	288-0324	
(株)佐藤渡辺	金沢市西念					LX70-7A	1	0763-32-1539	
沢田工業(株)	〃 馬替					ZW100	1	248-1348	
三友工業(株)	〃 田上本町					50ZV	1	221-4131	
盛進工業(株)	羽咋市次場町					ZW100(貸与) SB-H550	2	0767-22-0544	
(有)セイワ建設	津幡町字浅田					910K(貸与)	1	288-6396	
大幸建設(株)	〃 仮生					KLD65Z, WA270	2	288-0420	
(株)田賀建設	〃 川尻					WS210	1	288-3802	
(株)滝川組	〃 舟橋					ZW100(貸与2) FL304, 910K(貸与)	4	289-4751	

(有)武田設備工業	津幡町字潟端				ZW100(貸与) WA100	2	288-4265
辰村道路(株)	金沢市疋田			G40A3 MGK	2	WA200, WA100	288-1101
(株)津幡工業	津幡町字清水					ZW100(貸与)	288-3255
(株)トステック	// 杉瀬					ZW100(貸与)	288-8585
中田設備工業	// 南中条					WA380, WA270 WA200, WA100(3)	288-8807
(株)中農組	// 竹橋					WA100(貸与)	288-0314
(有)中農土木	// 竹橋					WA100(貸与)	288-0701
中本建設(株)	// 中山					ZW100	288-5528
(株)西島組	// 北中条					938H, 938G, 938K 910G, 910K(貸与)	288-2535
(株)新田建設	// 舟橋					FL80	288-5135
(株)長谷川建設	// 鳥越					LK70, WA100 LK230	288-1556
光道路(株)	金沢市東蚊爪					WA100	239-1300
(株)ホクエツロード	津幡町字舟橋			GD405A	1	WA100, ZW100(貸与)	288-4221
ホクシンエ業(株)	金沢市神田					L70	242-3773
(株)マエダ	// 湖陽					WA100(2)	257-0777
丸建道路(株)	// 小坂町					WA100	238-4886
(有)水野建設	津幡町字五反田					50ZII	289-3630
(株)村建	// 清水					910K(貸与)	288-7733
森田建設(株)	// 浅田					E830 ZW100(貸与)	288-5133
(株)山田組	// 横浜					914G 910K(貸与2)	288-3811
山藤管工(株)	// 北中条					WA100	288-3825
(株)山本設備	// 種					WS510A	289-2926
計			1		3		62

14. 歩 道 除 雪

歩道除雪は、歩道利用者の利便を確保するため、地域住民の協力により実施する。

歩道除雪計画

- (1) 歩道除雪は、区長の指揮により行う。
- (2) 小型除雪機は、関係各区に貸与する。
- (3) 除雪に当たっては、通学路または歩行者の多い路線より行う。
- (4) 除雪に要する労力は、区の負担とする。
- (5) 機械に使用した燃料や機械損料、修理及び保険等は町の負担とする。

◎歩道除雪の路線数及び延長

国 道	1 路線	5.6 km
県 道	10 路線	18.5 km
町 道	30 路線	23.3 km
合 計	41 路線	47.4 km

◎歩道除雪機械保有台数

国土交通省（無償）	2 台
石川県（無償）	3 台
津幡町	18 台
合 計	23 台

津幡土木事務所管内 (かほく市、津幡町、内灘町) 雪みちネットワーク図

凡例 (除雪区分)

除雪区分	ネットワーク路線
高速道路	
国道(直轄区間)	
除雪重点路線 (5cm)	
市町道・臨港道路 (各機関の除雪基準)	

凡例 (施設)

救急告示病院	
消防署	
主要駅	
インターチェンジ	
その他主要施設	

